

行田羽生資源環境組合公平委員会設置条例

令和4年4月1日

条例第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、行田羽生資源環境組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。